

## 平成27年知立市議会 6月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成27年6月16日（火） 午前10時
2. 招集の場所 第1委員会室
3. 出席委員（7名）

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	
4. 欠席委員  
なし
5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	中村 明広
長寿介護課長	清水 弘一	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	浦田 浩子	市民部長	山口 義勝
市民課長	加塚 尚子	経済課長	早川 晋
環境課長	小栗 朋広		
6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係	野々山英里		
7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第38号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決

開会 午前9時57分

○稲垣委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

○保険健康部長

6月11日の質疑の際の池田滋彦議員の子宮頸がん予防ワクチンの質問の中で、期間は、どのぐらいの期間を目安とするかという質問に対して、平成31年3月31日までとお答えしましたが、平成30年3月31日までの誤りでしたので、訂正しておおびを申し上げます。申しわけありませんでした。

○稲垣委員長

本委員会に付託されました案件は1件、すなわち議案第38号です。議案第38号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○高木委員

この議案第38号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例についてですけれども、3月議会のときに、知立市の保険料の改正ということで資料をいただいております。そのときに、既に今回の0.45の軽減額についてはお示しされていまして、括弧書きで、条例に出されました2万2,900円という数字も出ております。

今回、このようにされた理由で、質疑のときにもありましたけれども、まずこれは国の法令というか、介護保険のほうでは0.45ということで、既にもうそんなふうに出ておりましたが、知立市はあえて0.50ということにされているようですけれども、その辺の理由をお聞かせください。

○長寿介護課長

法律のほうでは、具体的な率が出ておりませんでした。率が出ましたのは、4月10日に政令のほうが出まして、そちらのほうで0.05の引き下げということで、政令で定められていないということもあり、ちょっとおくらせて今回にさせていただきましたという事情があります。

○高木委員

きょう、この資料が出たんですけれども、この資料ですけれども、少し説明をしていただくことはできますでしょうか。

○長寿介護課長

それでは、資料について御説明のほうをさせていただきます。

まず、表の一番左端をごらんください。

知立市の第6期の保険料基準額、年額5万1,000円となっております。その隣の所得段階ですが、知立市の第6期の計画では、所得段階を12段階としております。そのうちの第3段階までが市民税非課税世帯で、第6期に実施される軽減措置の対象者ということになります。そのうちの第1段階の方、対象者といたしましては、生活保護の方、本人年金収入80万円以下の方等になりますが、第1段階の方には、基準額の0.5を納めていただくということになっておりましたので、5万1,000円掛ける0.5で2万5,500円を年額で納めていただくこととなっておりますが、今回、条例改正をお認めいただきますと、0.5から0.05を減した0.45を納めていただくこととなりますので、5万1,000円掛ける0.45で2万2,950円となります。この50円は切り捨てさせていただきますと、2万2,900円が今回、第1段階の保険料となります。これが今回、条例第3条第2項として追加させていただいた内容です。

第1段階の保険料を2万2,900円と改定いたしますと、2万5,500円と2万2,900円との差額が2,600円発生いたします。第1段階の人数が平成27年度においては1,631人を予定しておりますので、2,600円掛ける1,631人で424万600円が平成27年度の軽減による影響額となります。この全額を一旦、一般会計から繰り入れいたしますが、この2分の1を国が負担し、4分の1を県が負担します。残り4分の1を市が負担いたしますので、差し引き市が負担する一般財源は106万150円となります。

3月定例議会一般質問におきまして、影響額を52万円と答弁させていただきましたが、これは本来用いるべき基準額5万1,000円のところを2万

5,500円をもとに0.05で落ちて、影響額を計算してしまったため、影響額が約半分になってしまったものです。おわびし、訂正させていただきます。

軽減措置の内容は、平成28年においても、平成27年度と同様に、第1段階のみが対象ですが、平成29年度からは消費税の増税に合わせて軽減措置が拡大される予定です。第1段階の軽減措置が0.05から0.2に拡大され、新たに第2段階の方の0.25、第3段階の方の軽減0.05も始まります。金額としましては、第1段階が1万5,300円に、第2段階が2万2,900円に、第3段階が3万3,100円にそれぞれ減額される予定です。このため、平成29年度は軽減額が2,800万円を超え、急増する予定となります。

3年間の軽減額の総額は3,658万1,000円となります。このうち、知立市が一般財源で負担するのは、4分の1の914万5,250円となります。

資料の説明は以上です。

○高木委員

先回いただきました資料をまた細かくしていただきまして、数字がきちんと出していただきましてありがとうございます。

今回ですけれども、消費税に伴うということなんですけれども、低所得の方ということで、3段階なんですけれども、それ以外のところで、消費税に対するということはあるのでしょうか。そういうことは、まだ全然ないのでしょうか。消費税に伴うもので、またちょっと下げようかというような話がありますでしょうか。

○長寿介護課長

今のところ、そのような情報を得てはおりません。

○高木委員

知立市のほうの介護保険の基準というのに合わせて、政令よりも高くしている部分が12段階のうち10、11、12というところに関しましては、標準より高くなっておりますので、今後、そのような見直しをされるということはないのか。3年間はそのままいって、この次の段階では、第7次になると、また変わっていくのかということ、そ

の辺はどのような考えでしょうか。

○長寿介護課長

介護保険は共助のシステムでできておりますので、5万1,000円を全員が同じ額で払っていただくと、一つの制度が成り立つという形になっておりますので、どこかにめり張りをつける必要があるということで、今回、知立市の考え方として、低所得の方にその配分を緩くしてありまして、その分を高所得の方が負担していただいているような形となっておりますので、この形について変更する予定はございません。

○高木委員

今回は変更する予定はありませんけれども、次回るときには、やはり市民の所得に合わせてというか、介護保険料の見直しを国のほうの示すものと、またどちらが収入が多くなるとか、いろんなことがあるとは思いますが、やはり生活しやすいまち、第7期では、知立市はこんなにも、こういう保険のところでもいいんだということをアピールしていただくと、人口がふえるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところはいかがですか、市長。

○林市長

今、担当が申し上げましたように、この出し方は、保険料基準額年額5万1,000円という基準にして、そして歳入歳出をこうしてあわせているわけでありまして。そうすると、やはり一定、今回は第3段階までの軽減をさせていただく。そうすると、どこかでその分を補う。この5万1,000円をどういうふうに、これをもうちょっと下げれば、全体が、そうすると歳出のほう、やはり難しい話でありまして、先ほど人口の話がされた、また人口については、そういった高木委員のおっしゃることもあるんですけど、またいろんな視点で人口増については考えていかなければいけないと思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

少しだけ聞かせてください。

まず、従来、一般会計からの繰り入れについては、国はかたく保険料を引き下げのための一般会計繰り入れについては禁止だというふうに言ってきたというふうに理解しておりますけれども、そのようでもよろしいですか。

○長寿介護課長

そのように理解しております。

○佐藤委員

それで、第6期において、低所得の方たちについて、保険料の一般会計からの繰り入れでもって引き下げることについて、なぜこういう形になったのかということですが、この点はどうでしょうか。

○長寿介護課長

介護保険のシステムは共助のシステムですので、そのままずっと共助をほっておくと、保険料がどんどん上がっていきますので、低所得者の方には配慮する必要がある、国の義務として配慮したということだというふうに考えております。

○佐藤委員

被保険者の方が、要介護の方たちもふえるし、サービスの給付も伸びていくと。そういう中で、おのずと保険料が上がっていくという形になってるわけですが、今回、初めて一般会計の中でこういうふうにしたわけですよ、一般会計を繰り入れると。しかし、もう一方を考えると、介護保険会計の中に、国がもっと、今負担割合がそれぞれありますけれども、国は調整交付金を入れて30%という中身でありますけれども、ここの部分をもっとふやすという考え方もあったというふうに思いますけれども、なぜ今回、そうした方式じゃなくて、外づけの一般会計繰り入れという形になったのか。この辺はどうでしょうか。

○長寿介護課長

その辺のところ、ちょっと私、国の考え方でよくわかっておりませんが、どちらにしても、今回は消費税が上がらなかったことで制度は変わっていないわけですが、ちょっとその辺はわかりません、どちらがいいのか。

○佐藤委員

それで今回、平成、第6期のスタートから消費税を財源としてと、国の言い分をかりればですね、10%まで引き上げて、既定方針どおり、0.5のところを0.2、それから0.7を0.25、それぞれ引き下げることでありましたけれども、今回、消費税の引き上げが先送りされたということで、こうした結果になりました。同時に、平成29年度からは10%を前提にして、こうした軽減措置をやるというふうに理解をしておりますけれども、一方では、低所得の方たちの負担が重いということで、保険料軽減を図りながら、その財源が消費税という形になりまして、これまた逆進性の問題で、大変重たい負担になるという、ここの二律背反した問題が、数字の上では確かに減額されるんですけども、こうした方たちが10%になることを通じて、低所得の方たちに年間1万円でしたか、給付金がありましたけれども、これもずっとやられるわけじゃないわけですのでね。10%のときもそういうことがあろうかと思うけども、財源的には消費税だと言うものの、相反するやり方じゃないかなということを私は思うんですけども、その辺の認識だけ。どうでしょうか。

○長寿介護課長

そうですね、その辺の問題というのは、ちょっと私では答え切れない難しい問題だとは思いますが、消費税のほうは10%に上がったときに、第1段階、第2段階の方は、第5期の保険料よりも下がってくる、安くなるというような事実もありますので、その辺は税との、社会保障の一体改革の中で考えていくことなのかなというふうには考えております。

○佐藤委員

ここでそのことをどうのこうのということではないですけども、私自身は、そうした点があるんじゃないかなというふうに思ったわけです。

それで、もう1点、保険料については、こうした形でやられていくということですが、いずれにしても、低所得の方を含めて、大変負担が重たいということで、今回の措置になりました。

それで、これは保険料の軽減のための条例では

ありますけれども、一方で、利用料についても、兼ねてから知立市独自の軽減措置があるわけですが、あの問題についても、検討を、約束を、預金要件等を含めて、してきたかというふうに思いますけれども、その検討はどうされましたでしょうか。

○長寿介護課長

これにつきましては、3月定例会で保険健康部長のほうに変更していくというふうに言われたというふうに私は思っております、前任からも、それは変更していくようにということで聞いておりますので、今年度中に条例改正をし、予算を要求し、平成28年度からそのような形、変更した形で進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、今、検討を始めておられて、来年度に向けて条例改正をしていくということでしょうか。どうでしょうか。

○長寿介護課長

申しわけありません。条例ではなくて、要綱の改正ですが、要綱を改正して、平成28年度から実施していけるよう要求していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

その中身について、今、検討されている内容について、わかっておれば教えてください。現在の制度と、それから検討されている中身はどのようなものになるのか。そこはどうでしょう。

○長寿介護課長

現行制度、預貯金の合計が独居で200万円、2人以上の世帯は50万円ずつプラスするというところで、2人世帯だと250万円というような形になっておるわけですが、もう一方で、社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度というのがございまして、そちらのほうは単身世帯で350万円、世帯員が1人ふえるごとに100万円を加算するというふうになっておりますので、そちらのほうの制度に合わせていただいて、そのような形にしていきたいというふうに考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号について、挙手により採決します。

議案第38号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第38号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。

閉会 午前10時15分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する  
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長